

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目次

- ◇規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 健康保険法等による看護料の支給基準 豚等の移入の禁止 土地改良区の定款の変更の認可(二件) 土地改良法による換地計画の適否の決定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県規則第三十号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一万一千円」を「一万二千円」に改め、同項第二号中「五千五百円」を「六千円」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十五年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第五百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保

陰法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十五年六月一日から適用し、昭和五十四年五月鳥取県告示第四百六十四号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘そう、発しんチフス及びベスト	八、四六〇円	七、一九〇円	—
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びベストを除く。）急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	六、七七〇円	五、七五〇円	五、〇八〇円
その他の疾病	五、六四〇円	四、七九〇円	四、二三〇円

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合

- 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
- 2 食事及び用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ、痘そう、発しんチフス及びベスト	四、四四〇円
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びベストを除く。）急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	三、五五〇円
その他の疾病	二、九六〇円

備考

- (一) 看護料には、食費、寝具料等を含む。
- (二) 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の二割三分増とする。
- (三) 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、(二)と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- (四) この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの基準の範囲内であるときは、その額とする。
- (五) 付添看護人一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。
- (六) 看護婦又は准看護婦を求めることができなくてやむを得ず看護補助者（親族、友人等を除く。）を付き添わせた場合の看護料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行っている旨を施設の長が証明するときに限り支給する。

(七) 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。
(八) この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第五百十四号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

千葉県佐原市及び香取郡並びに茨城県鹿嶋郡の区域

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和五十五年六月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を昭和五十五年六月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十七号

昭和五十五年五月二十三日付けで鳥取市から申請のあった長柄地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年六月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和五十五年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年六月十八日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
- (2) 参議院議員通常選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】